

部会第2 1回会議における意見要旨
（「別案」関係）

部会第21回会議における意見要旨（「別案」関係） 目次

1	家庭裁判所への送致	
(1)	基本的な枠組み	1頁
(2)	その他	2頁
2	手続・処分	
(1)	検察官送致（逆送）	2頁
(2)	保護観察処分	3頁
(3)	施設収容処分	4頁
(4)	その他	6頁

部会第21回会議における意見要旨（「別案」関係）

1 家庭裁判所への送致

(1) 基本的な枠組み

- 「若年者に対する新たな処分」の対象を起訴猶予となった事件よりも広げるということは、「検討のための素案」において前提とされていた、18歳及び19歳の者が犯罪を行った場合には刑事処分を科すのが原則であるという考え方を変えることを意味する。そうすると、どの範囲の事件を「新たな処分」の対象とするかは、18歳及び19歳の者が、一方で少年法の適用対象から外れた成人であるということと、他方で20歳以上の者と比較して類型的に未成熟で可塑性が高いことから、特別な取扱いをする必要性があるということの両面を考慮した上での政策的な判断ということになると思われる。
- A案は、18歳及び19歳の者について、成人である以上は、「一定の事件」については20歳以上の者と全く同様に扱い、はじめから「若年者に対する新たな処分」の対象から除外すべきというものである。対象者の改善更生を目的とする「新たな処分」ではなく、応報と一般予防を基礎とした刑罰を科すべきということからすると、「一定の事件」は、基本的には重大な事件ということになると思われる。他方で、これまで検討されていた「新たな処分」については、最終的に課される処分の内容だけではなく、それに至る手続面においても対象者の改善更生を図るという観点から意義があるとの指摘がなされており、この観点からは、全ての事件を家庭裁判所に送致することが考えられるところ、B案はそうした観点に立つものと思われる。

もともと、B案によっても、応報や一般予防の観点も考慮した上で刑事処分を科すべき「一定の事件」については家庭裁判所が検察官に送致する形にすれば、実質的にA案の考え方を取り入れることができる。その意味で、家庭裁判所への送致の在り方については、事件を家庭裁判所に送致した後の検察官送致の在り方と併せて制度全体としてどのような形で機能するのかという観点からの検討を行う必要があると思われる。
- 現行の少年法が有効に機能していることの大きな理由として、全件送致主義がとられ、全事件について、家庭裁判所調査官による社会調査や少年鑑別所による資質鑑別などによって、事件の原因や背景等が詳細に分析され、それに基づいて、いわば「処方箋」が描かれた上で家庭裁判

所において適切な処分が選択されていることが挙げられる。全件送致主義については、軽微な事件であっても、少年の深い犯罪性の表れであるかもしれず、それをよく調査した上でその少年にとって最も適切な措置を行う必要があり、その調査と判断を行うために適した機関は、専門的なスタッフを備えた家庭裁判所であって、捜査機関ではないという考え方に基づくとされている。「別案」についても、こうした全件送致主義の意義や、それが有効に機能していることを踏まえて検討がなされるべきである。

- 現在の少年法における家庭裁判所での社会調査は、家庭裁判所が全事件について処遇選択を行うことを前提として、その際に適切に判断を行うために実施されているものであり、処遇選択と切り離された形で調査を考えても、その意義は失われてしまう。したがって、家庭裁判所への送致及び家庭裁判所から検察官への送致に関しては、現行の少年法と同様に、家庭裁判所がその全ての事件について処遇選択を行うことを前提に調査を実施する仕組みが相当ではないかと考える。

(2) その他

- 「別案」は、「若年者に対する新たな処分」の対象事件や対象者を拡大することを意図したものであり、それによって処分の法的性質に影響が生じるものではないので、送致の対象となるのは飽くまで犯罪を行った場合であり、未だ犯罪に及んでいないが犯が対象とならないことは当然の前提である。

2 手続・処分

(1) 検察官送致（逆送）

- 逆送制度を設けるとして、逆送の要件及び対象事件の範囲等をどのように定めるかについては、「若年者に対する新たな処分」の対象事件とも関連し、最終的には政策的な判断として決定されるべき問題であり、A案からC案までは、いずれも法制度として成り立ち得ると考える。

もっとも、A案については、逆送後の検察官の処分決定等の場面において家庭裁判所の調査結果を活用し得るという利点はあるが、家庭裁判所に調査のみを行わせ、判断事項もなく逆送を義務付けることが適当かという問題や、軽微な事件において対象者の負担増大が避けられないという問題がある。

その上で、18歳及び19歳の者の逆送についてどのような措置を講ずるかについては、家庭裁判所への事件送致の在り方を含めた制度全体

の機能という観点からの検討が必要であると考えられる。

- 「検察官送致（逆送）」のA案のような仕組みも考えられるかもしれないという趣旨の発言をしたことがあるが、それは、これまでの「若年者に対する新たな処分」の検討のように、検察官が起訴すべきものは全部起訴し、刑事処分が付されるということを前提として、起訴される事件についても家庭裁判所での調査の機能を活用すべきという観点から、家庭裁判所に全件を送致するとした場合のことであり、そのような趣旨から「家庭裁判所への送致」については、A案でなくB案を採るべきことになるし、「別案」においては、前提自体を変更する以上、「検察官送致（逆送）」のA案を採ることもあり得ないということになる。
- 逆送は、本来は家庭裁判所が刑事処分相当と判断した場合に行われるものであり、それを参考にすれば、A案からC案までのような仕組みをいずれも採用せずに、家庭裁判所が刑事処分が相当であると判断した場合に逆送するという仕組みとすることも考えられる。
- 少年法20条1項では、罰金以下の刑に当たる罪の事件については逆送の対象とされていないが、18歳及び19歳の者が、基本的な法制度において新たに重要な権利・自由を付与されたことや、実務上、交通事故について罰金見込み検送という運用が行われていることからすると、18歳及び19歳の者について、逆送の対象とする事件を限定するかどうか、すなわち、軽微な事件であっても、家庭裁判所の判断により刑事処分を選択し得る余地を残しておくかどうかとも検討課題になると思われる。

また、少年法41条前段は、罰金以下の刑に当たる罪の事件について、司法警察員から家庭裁判所に直接送致することを規定しているが、これは、罰金以下の刑に当たる罪の事件については逆送されて刑事処分となる可能性がないことに由来するとされていることから、司法警察員からの直接送致の在り方についても、逆送の対象事件と併せて検討する必要があると思われる。

(2) 保護観察処分

- これまでの「若年者に対する新たな処分」における保護観察の期間は1年又は2年とされていたが、対象事件・対象者を拡大したとしても、個別の事案ごとに裁判所が保護観察の期間を決するには相当の困難が伴うとされる点は変わらないと思われるので、「別案」においても、保護観察期間を法定することが考えられる。

そして、2年という期間は、対象事件・対象者を拡大することに伴い、

行為責任との関係でも十分に正当化できると考えられること、現行少年法における18歳及び19歳の者の保護観察期間と同じであって処遇期間として十分なものと考えられることからすると、保護観察期間は2年を基本としつつ、現行法と同様に、良好措置としての解除制度を設けることが考えられる。

その上で、個別の事案において、2年という期間が行為責任との関係で正当化されない場合があり得ると考える場合には、例えば1年という期間を定めておくことも考えられる。

- 「別案」の処分については、対象事件・対象者の拡大により、行為責任が重い者や、それに応じて要保護性が高い者も対象に含まれてくることから、保護観察期間としても、これまで「若年者に対する新たな処分」において想定されていたよりも少し長い期間が必要になると思われ、保護観察処分の不良措置として、それなりに長い期間の施設収容処分を課すことも正当化できるのではないかと考えられる。

また、それに伴い、施設収容処分の後の社会内処遇、すなわち保護観察の期間を確保できるような仕組みも設けるべきと考える。

- これまでの「若年者に対する新たな処分」の議論においては、遵守事項違反があったときの施設収容処分を、保護観察の継続が困難となった者を短期間施設に収容し、その時点での問題に応じた施設内処遇を集中的に行うことによって、その後再び効果的に保護観察を継続し得る状態に至らせるためのものと位置付ける考え方が示されていた。

もっとも、このような考え方の前提には、「新たな処分」の対象者が比較的軽微な罪を犯したものが多いと考えられることから、遵守事項違反があったときに施設収容をすとしても、行為責任の制約の観点から、施設収容処分のみによって処遇効果を上げることができるよう、長期間の収容を行うことはできないという考え方があったものと思われる。

しかし、「新たな処分」の対象事件・対象者を拡大する場合には、施設収容処分に付することが許容される程度の行為責任の者も対象者に含まれてくると考えられ、これまでの議論とは前提が変わってくることから、遵守事項に違反した場合の施設収容処分の内容及び収容期間の在り方についても、改めて検討することが必要になると考えられる。

- 「保護観察」という呼称は、いわゆる1号観察を想起させることから、この処分の呼称については改めて検討する必要があるのではないかと。

(3) 施設収容処分

- 「別案」において、行為責任がそれなりに重く、仮に刑事裁判が行わ

れた場合には懲役や禁錮の実刑判決を受ける可能性がある者が家庭裁判所に送致され、処分の対象となる場合があるとすると、施設収容処分を設けることも十分に考えられる。その場合には、家庭裁判所において、刑罰である自由刑を科すべきか、「別案」による処分である施設収容処分を課すべきかをどのような基準で判断するのかについても検討する必要があると考える。

- 「別案」の処分については、行為責任の重い者が対象に含まれてくることから、当初からの施設収容処分も正当化されると考えられる。

そして、この施設収容処分の対象には、非常に問題性の高い者も含まれるので、それなりの長期間にわたって、本人の改善更生に資するための働き掛けができるようにすべきであり、また、同時に、施設内処遇から社会内処遇に結び付けていく仕組みも必要となる。

さらに、19歳後半の時期に処分を受ける者もいることからすると、現行の保護処分と同様に、20歳を超えても一定期間は施設内処遇や社会内処遇ができるようにしておくことも必要となると考えられる。

- 「別案」における処分は、対象者の改善更生・再犯防止を図ることを目的として、行為責任の範囲内で要保護性に応じて行われるものであるところ、その目的は保護処分と共通しており、現行法上の保護処分がこれまで対象者の改善更生に有効に機能してきたと評価されていることからすると、「別案」における18歳及び19歳の者に対する施設収容処分による処遇についても、できる限り、現行少年院において行われている矯正教育に準じたものとするのが適当である。

なお、健全育成と改善更生は、その内容が本質的に異なるものではないので、改善更生を目的とするとしても、現在少年院で行われている処遇を、「別案」の処分において行うことができないことにはならないと考える。

- 「若年者に対する新たな処分」の対象事件・対象者を拡大することに伴い、当初からの施設収容処分を認めることも考えられるが、その場合には、保護処分ではなく「新たな処分」であるというその法的性質に照らし、どのような処遇を行うことができるのかについての検討が必要である。

18歳及び19歳の者が成人となると、現在少年院で行われているような、24時間体制の処遇や、内省の度合いを評価することなど対象者の内心に踏み込む処遇はやはりできないのではないかと考えられるところであり、こうした問題意識を含めて議論する必要がある。

- 内心に踏み込む処遇はできないとの指摘もあるが、健全育成であれ改善更生であれ、本人の内心に踏み込むのでなければ、必要な働き掛けをすることはできない。
- 「別案」における処分は、行為責任の範囲内でのみ正当化される以上、収容期間が行為責任に対応する相当な期間を超えないようにする制度設計が必要である。

また、現行の少年院送致についても処遇を継続することができる上限年齢が定められていることからすると、行為責任の制約とは別に、処遇の必要性や有効性といった観点から、例えば収容期間の上限を設ける必要はないかといった点も検討課題となり得る。

- 施設収容処分について、行為責任の範囲内で期間が設定されなければならないとしても、保護観察処分について指摘されているのと同様に、家庭裁判所が行為責任の程度に応じて具体的な期間の設定をするのは困難であると思われることからすると、例えば、施設収容処分を期間に応じて3つくらい類型化しておき、その中から家庭裁判所が選択する仕組みも考えられるのではないか。

(4) その他

- 「別案」は、これまで議論をしてきた「若年者に対する新たな処分」の対象を拡大するものであり、それに伴って新しい論点も生じてくるが、対象者の再犯予防・改善更生を図るという目的自体については変更がないと考えられることからすると、基本的には従来議論をそのまま活用することが可能である。

そこで、基本的には従前の議論を生かしつつ、異なる検討を要する点はどこかという観点から更に検討することが有益であると考ええる。

- 「別案」の検討は、18歳・19歳の者について、その特性等に鑑み、20歳以上の者とは異なる制度の対象とするものであるので、制度の目的をどのように設定するののかも、論点として検討すべきである。健全育成と改善更生・再犯防止をほぼ同様のものと理解することができるのか、少年法の健全育成という目的が外れることによってできなくなることもあるのではないかという点について、十分に議論する必要がある。
- 健全育成と再犯予防・改善更生は若干のニュアンスの違いはあるものの共通の方向性を有するものであるから、「別案」の処分については、基本的には、従来少年の保護処分と同質の処分を課すことができるが、「少年」ではないということから行為責任の制約がかかってくるという観点で説明することができると思われる。

- 我が国においては、これまで伝統的な刑罰と保護処分しかなかったため、「別案」の処分は全く新しい中間的な類型の処分という印象を与えることになるが、世界的には、かなり教育的なものも含め、改善更生・再犯防止を図るための様々な処分を刑罰という形で行う法制も多く見られるところであり、若年者の再犯防止のために役立つ選択肢を設けようという「別案」の処分の検討は、特別なことをしようとしているわけではない。
- 18歳及び19歳の者が、民法上、成年とされることとなった場合の「別案」による処分について、刑罰の一種として再犯防止・改善更生に有効なものという捉え方をすると、少年法の延長としての処分という捉え方をするとでは、国民からの見え方が相当異なってくることに留意すべきである。
- 「少年」の上限年齢を18歳に引き下げた場合、本来であれば大人として扱うことになるべきであるものの、それでは問題があるということと新しい仕組みが検討されているが、一般国民にとっても、加害少年にとっても、非常に分かりにくいものになっていないか。

18歳及び19歳の加害少年は、「少年」として扱われ、守られていると思っているところ、それらの者に対して、「少年」の年齢が引き下げられ、大人として取り扱われることをきちんと認識させ、自覚を持たせるようにすることが重要であり、それが再犯防止にもつながると考える。
- 「別案」の処分について、行為責任が相応に重い者まで対象に含まれてくると考えると、これまで考えてきた処分の性質をそのまま維持できるか、場合によっては非難の契機を含み得る、刑罰類似性がある処分という理解もあり得るのではないかという問題も生じ得るので、対象事件・対象者の拡大については、処分の性質に関する議論とも連動しながら検討する必要があると考える。